

工場等遮熱断熱促進補助金

働きやすい職場環境整備のため、工場の屋根・壁等に遮熱・断熱工事を行う市内中小企業者に対して経費の一部を補助します。

■対象要件 (1)~(6)すべてに該当

- (1) 市内で1年以上事業を営む中小企業者であること。
- (2) 常時雇用労働者が2人以上であること。
- (3) 燕市SDGs実践事業者に登録してあること。
- (4) つばめ子育て応援企業または補助金の交付決定日から起算して90日以内に、つばめ子育て応援企業の認定を受ける者。
- (5) 市税等の滞納をしていないこと。
- (6) 燕市暴力団排除条例（平成24年燕市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。（同居の親族を含む。）



■対象事業

補助対象施設の工場等の屋根及び壁に施工する遮熱・断熱工事で、補助対象経費が100万円以上の工事。

1. 遮熱工事 2. 断熱工事 3. 遮熱塗装工事

ただし、効果が高いとされる屋根への施工を必須とし、外壁のみの施工を不可とする。既に屋根に施工済みの場合は外壁への施工を可能とする。

※工事施工事業者は市内、市外問わない。

■補助率及び上限額

【補助率】 対象工事費の3分の1（千円未満切り捨て）

【補助上限】

工事施工面積	上限額
501㎡未満	100万円
501㎡以上901㎡未満	150万円
901㎡以上	200万円

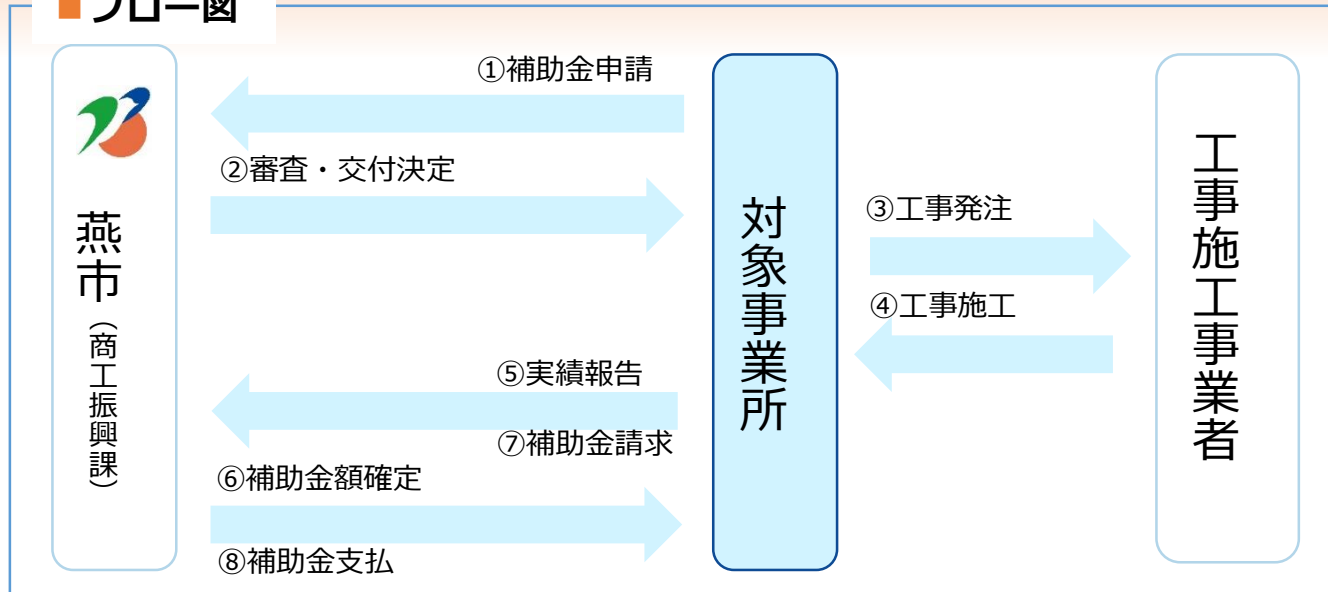
■申請期間

令和6年4月1日（月）～令和6年12月27日（金）

裏面（申請フロー図・必要書類・お問い合わせ）

工場等遮熱断熱促進補助金

■ フロー図



■ 必要書類

上図①の申請のために、以下の書類をご用意ください。

- ① 補助金交付申請書（様式1）
- ② 建物の所有を確認できるいずれかの書類
 - ア 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
 - イ 家屋名寄帳の写し
 - ウ 家屋登記事項証明書の写し
- ③ 工事見積書の写し
 - ・ 原則発行後3か月以内かつ有効期間内のもの
 - ・ 遮熱工事または断熱工事の施工面積が明記されているもの
- ④ 工事や使用材料等のカタログ
- ⑤ 施工箇所が確認できる図面等
- ⑥ (法人) 登記事項証明書（履行事項全部証明書）
(個人) 直近の確定申告書の写し（青色申告第1表または白色申告第1表）
- ⑦ 燕市税の納税証明書または同意書
- ⑧ (該当する場合のみ) 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書



※実績報告時の添付書類には、着工前（改修前）と完了（改修後）の工事写真が必要。

■ お問い合わせ

燕市役所 産業振興部 商工振興課 産業支援係（3階23番窓口）

TEL:0256-77-8231 FAX:0256-77-8306

MAIL:shoko@city.tsubame.lg.jp

